

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 建築・都市計画・土木関係手数料の改正

(1) 改正の理由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正（4.9.16 公布、4.10.1 施行）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正（4.9.16 公布、4.10.1 一部施行）等により、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請単位を改めるとともに、これらの計画の認定に係る計算法が追加されたことに伴い、手数料を新設する。

(2) 改正の内容

ア 認定申請単位の変更

住戸単位の認定を廃止し、住棟単位での評価に変更

イ 認定に係る計算法の追加

従来の計算法に加え、より簡便に設計・審査が可能な誘導仕様基準を新設

2 施行期日

公布の日